

# 令和6年度 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度への加入のご案内

船橋市立小・中学校及び特別支援学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と契約し、学校管理下で起きた児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金等）を受けられるようにしています。低額な掛金で手厚い給付が受けられるので、ぜひご加入ください。

なお、学校給食費については「給食費に関するお知らせ」に記載していますので、そちらをご覧ください。



## 1. 加入する・しないに関わらず全員「加入意思確認書(同意書)」を提出してください

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（以下「災害共済給付制度」といいます。）加入に当たっては、保護者の加入の意思を確認したうえで船橋市教育委員会からセンターに手続きをする必要があります。

そのため、加入する・しないに関わらず全員4月12日（金）までに右記二次元バーコードを読み取り船橋市オンライン申請・届出サービスからお手続きください。船橋市オンライン申請・届出サービスを利用いただけない方は同意書（紙）を学校へご提出ください。（転入生につきましては、転入月の月末までにご提出ください）。



↑オンライン申請  
はこちらから

同意書は船橋市立小・中・特別支援学校に在学する間は有効のため毎年提出する必要はありません。申請は市のホームページからも手続きいただけます。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/002/04/p087597.html>

## 2. 保護者の皆様にお支払いいただく負担金の額

災害共済給付制度の掛金は市からセンターに支払い、その後、掛金の一部を保護者の皆様にご負担していただくこととなります。保護者の皆様にお支払いいただく負担金（以下「保護者負担金」といいます。）の額は下表のとおりです。

学校種別	共済掛金の額（年額）	保護者負担金（年額）
小・中学校（特別支援学校の小・中学部含む）	920円	460円(5割負担)
特別支援学校の高等部	2,150円	1,290円(6割負担)

また、以下の場合については保護者負担金が免除となります。

- ① 5月1日時点で生活保護や船橋市の就学援助の認定を受けている世帯
- ② 国外からの転入者等で年度途中から災害共済給付制度に加入し、加入同意時点で生活保護や船橋市の就学援助の認定を受けている世帯

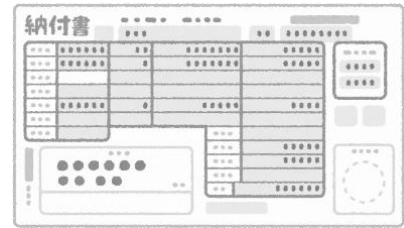
なお、保護者負担金を支払った後で、5月1日にさかのぼって生活保護や就学援助の認定を受けた場合は、保護者負担金をお返しいたします。

※ 年度途中に船橋市の学校に転入される方で、前の学校で災害共済給付制度に加入済の方は、翌年度から保護者負担金をお支払いいただくこととなります。なお、その場合でも同意書の提出をお願いしています。

### 3. 保護者負担金のお支払方法は、口座振替と納付書払いの2種類の方法があります

お支払方法は、「口座振替」と、市が発行する納付書を金融機関の窓口にお持ちいただいてお支払いいただく「納付書払い」の2種類の方法があります。

なお、納付書払いの場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできませんのでご注意ください。



### 4. 口座振替依頼書は、市内に本支店のある金融機関の窓口へ提出してください

口座振替に当たっては、口座振替依頼書を、市内に本支店を有する下表の金融機関へ提出してください。下表の金融機関であれば、船橋市内・市外を問わず、いずれの支店の口座でも指定ができます。

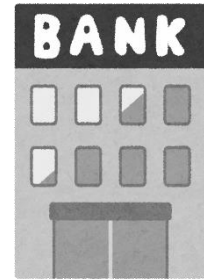
口座振替依頼書は表紙を除いて3枚複写となっていますので、3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。3枚のうち「本人控え」が金融機関から返却されますので、大切に保管してください。

残高不足等で引き落とされなかった場合、再度の引き落としはありませんので、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなります。なお、還付金がある場合、ご指定いただいた口座が還付金の振込用口座にもなります。

今回ご指定いただいた口座は、船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間、保護者負担金の支払用口座としてご利用いただくことができます。船橋市立小学校から船橋市立中学校に進学した場合、改めて手続きを行う必要はありません。また、学校給食費とまとめて口座の登録手続きをすることが可能です。

口座振替依頼書の記載方法については、口座振替依頼書の1枚目の記入例をご参照ください。

口座振替に係る手数料は、市が負担します。



都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 きらぼし銀行 東京スター銀行 常陽銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行	千葉信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 横浜幸銀信用組合	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

※ 上記金融機関は変更となる場合があります。

### 5. 口座振替依頼書は、12月末までに提出してください



口座振替依頼書が提出されてから、口座登録の手続きが完了するまで、2か月程度かかります。12月末までに金融機関の窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

提出時期によっては口座振替日までに口座の登録が間に合わない場合があります。その場合は、納付書を送付いたしますので、金融機関の窓口で納付いただくことをご了承ください。翌年度から支払い方法が口座振替に切り替わります。

※ 年度途中の転入等の場合は、随時提出してください。

## 6. 保護者負担金の口座振替日・納期限は毎年9月末日です

保護者負担金の口座振替日・納期限は、毎年9月末日です。9月末日が土・日・祝日等の場合は、翌営業日が口座振替日・納期限となります。具体的な日付等については、毎年9月上旬に「納入通知書」又は「納入通知書兼納付書」を配付してお知らせいたします。納入通知書や納付書には「市立学校センター負担金」と表示されます。

※ 年度途中に転入された方で9月の口座振替日・納期限までに納入通知書等の発送が間に合わない場合は、10月以降に随時「納入通知書兼納付書」を送付いたしますので、金融機関の窓口でお支払いください。



## 7. 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 (概要)

種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が <u>学校の管理下(※)で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(医療機関等の窓口における自己負担額が1,500円以上)のもの</u>	医療費 ・ <u>医療保険並の療養に要する費用の額の4/10</u> (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(自己負担額1,500円以上)のものうち、文部科学省令で定めるもの ・ 学校給食、ガス等による中毒・熱中症・溺水(できすい) ・ 異物の嚥下(えんか)又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000万円 〔通学中の場合1,500万円〕 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500万円 〔通学中の場合も同額〕

※ 「学校の管理下」には登下校中も含まれます。

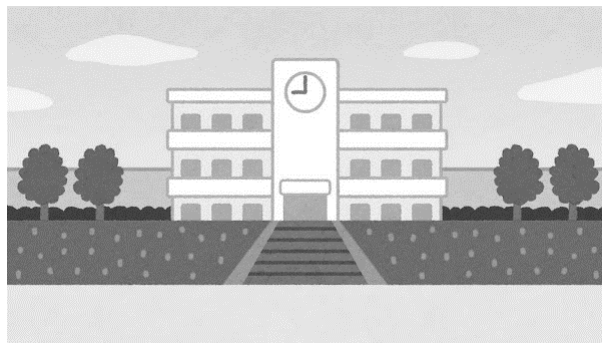


## 8. 災害共済給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての、災害共済給付制度から支給される医療費の給付は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間給付申請を行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わない場合があります。
- ④ **学校管理下における事故の場合、子ども医療費助成受給券やひとり親家庭等医療費助成受給券は使用しないでください。**
- ⑤ 生活保護を受けている世帯に属する小・中学校(特別支援学校小・中学部含む)の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は受けられませんが、障害見舞金と死亡見舞金の給付が受けられます。

## 9. 災害共済給付制度加入手続き、加入者情報管理等に関する注意事項

- ① 災害共済給付制度加入者の情報管理、共済の給付、負担金の請求、督促その他必要な手続きの範囲において、船橋市教育委員会と関係する市の組織及び学校間で、児童生徒及び保護者の皆様の情報を共有させていただきます。
- ② 保護者が複数人いる場合、一方の保護者(連帯債務者)に生じた事由が他の保護者(連帯債務者)に効力を生じます。  
※ 連帯債務者に生じる効力例
  - 一方の保護者に請求をすると、他の保護者にも請求をしたこととなる。
  - 一方の保護者が債務を承認すると他の保護者も債務を承認したこととなる。
- ③ 口座振替により船橋市歳入金として収納された場合の領収書は発行いたしませんので、通帳をご確認ください。
- ④ 災害共済給付制度への加入に同意いただいているにもかかわらず、負担金を納付いただけない場合、災害共済給付を受けられません。  
また、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として加入の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の災害共済給付制度加入の対象外とさせていただく場合があります。



災害共済給付制度については市 HP でもご覧いただけます。



# 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び保護者負担金に関するQ&A

Q.1 加入を希望しない場合でも、オンライン申請や紙の同意書を提出する必要がありますか？

A.1 **災害共済給付制度に加入する・しないにかかわらず全員手続きが必要です。**なお、転入者以外、年度途中の加入はできませんのでご注意ください。

Q.2 口座振替で支払うにあたって、給食費とは別の口座を指定することは可能ですか？

A.2 給食費の口座と異なる口座を指定することは可能です。その場合、口座振替依頼書をそれぞれ提出いただく必要があります。口座振替依頼書は学校にて取扱いがございましたので、学校にご要望いただきますようお願いいたします。

Q.3 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A.3 納付書を金融機関の窓口にご持参のうえ、お支払いいただくこととなります。そのため、口座振替が便利でおすすめです。

Q.4 口座振替依頼書を書き損じてしまった場合、どうすればよいですか？

A.4 金融機関提出用の用紙に二重線及び訂正印をすることでそのままご利用いただけます。また、書き損じの範囲が広く訂正印の対応が難しい場合は学校にて口座振替依頼書の取扱いがありますので、学校にご要望いただきますようお願いいたします。

Q.5 コンビニで納付できますか？

A.5 申し訳ございませんが、コンビニでは納付できません。納付書を金融機関の窓口にご持参のうえ、お支払いください。

Q.6 滞納した場合はどうなりますか？

A.6 納期限までに納付が確認できない場合、督促状や催告書等を送付いたします。この場合、口座振替登録をされている方であっても、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなります。また、滞納年数によっては遅延損害金が発生する場合があります。納付のお願いをしても保護者負担金を納付いただけない場合、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として同意の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の加入対象外とする場合もあります。このほかに、災害共済給付が受けられませんので、ご注意ください。

Q.7 船橋市外に転出した場合、災害共済給付制度についてはどのような手続きが必要ですか？

A.7 5月2日以降に船橋市から転出された場合、その年度の災害共済給付制度加入に係る保護者負担金は船橋市に納付いただきます(納入通知書等が送付されます)。また、その年度中の加入に関する情報は転出先の学校に引き継がれるため、万が一、学校管理下で怪我等された場合にご利用いただけます。

Q.8 子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度と併用できますか？

A.8 災害共済給付制度と子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成制度と併用はできません。災害共済給付制度の対象にならない等、災害共済給付制度を利用しない場合は、一度医療機関窓口で総医療費の3割(保険証のみ使用)分を支払い、後日償還払いの申請をすることで子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を受けることができます。(各医療費の助成制度や受給券については、子育て給付課までお問い合わせください。TEL:047-436-2316)

Q.9

子ども医療費助成制度で医療費の自己負担が1回300円になりますが、災害共済給付制度に加入するメリットは何ですか？

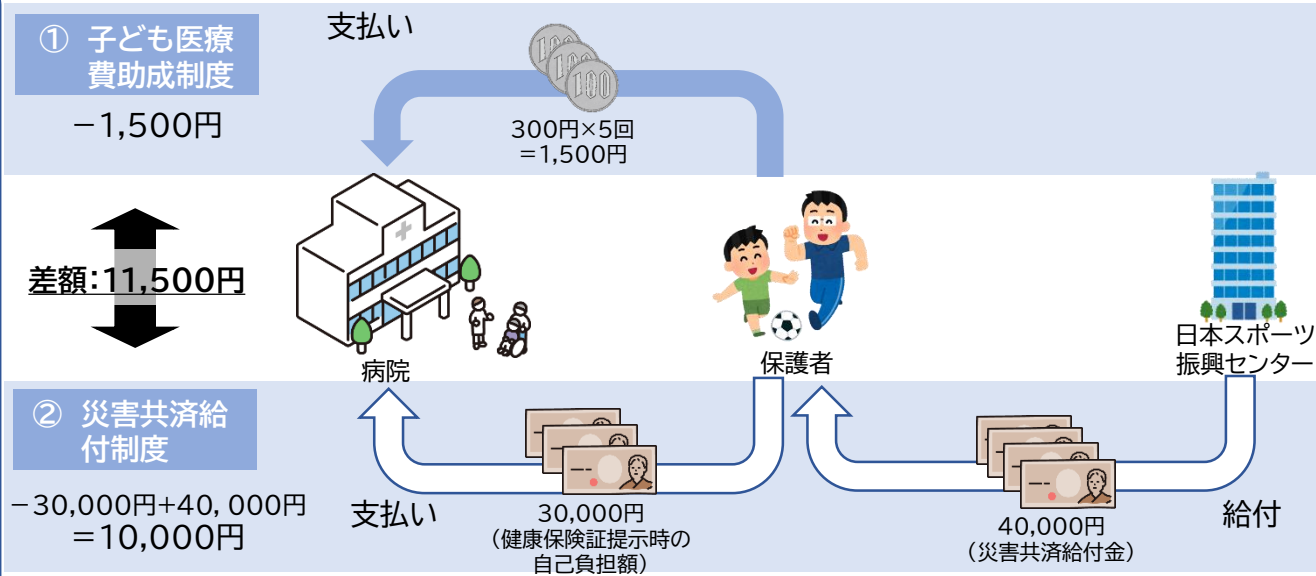
A.9

災害共済給付制度から支給される医療費の額は、総医療費の4割となります。(健康保険証を提示した場合の)自己負担3割分が全て給付されることに加えて1割多い額が給付されるため、その1割分を通院のための交通費に当てられるなどのメリットがあります。

また、同一の負傷・疾病に関する医療費の支給期間は、診療開始日から最長10年と、長期間であることもメリットと言えます。

このほか、児童生徒間の加害行為であっても、特に悪質な場合を除いてセンターが給付を行い、加害児童生徒に損害賠償の請求をすることは差し控えることとなっています。これは、児童生徒間や保護者間の関係悪化を防ぐことで、学校教育の円滑な実施の一助とすることを目的としています。

### イメージ:総医療費10万円、受診回数5回の場合



Q.10

PTA連合会から案内のあった「小学生・中学生総合補償制度」等、民間の保険会社の保険に加入していますが、災害共済給付制度には加入しなくても良いですか？

A.10

災害共済給付制度は、学校管理下における児童生徒のケガに対する医療費等の給付を行うものです。そのため、学校管理外でのお子様のケガや、お子様が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときの損害賠償については補償されません。PTA連合会から案内のある保険やその他民間の保険とは、保険の種類や給付の対象等が異なりますので、詳しくは各保険会社にお問い合わせください。

なお、災害共済給付制度は、民間の保険から給付を受けた場合でも給付を受けることができること、年額460円(特別支援学校高等部は1,290円)と低額であること、また「A.9」で記載したとおりメリットがあることから、加入をおすすめしています。

Q.11

加入を取り下げたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A.11

加入を取り下げたい年度の4月末までにオンライン申請もしくは加入取下用紙を学校に提出してください。

なお、5月以降の取り下げの場合、すでにその年度は加入済みのため、負担金はお支払いいただく必要があります。日割や月割はありません。



Q.12

オンライン申請ができない場合はどうすればよいですか？

A.12

同意書や加入取下書等の書類は船橋市ホームページ上で様式を公開しているほか、各学校にて取扱いがごさいます。必要に応じて印刷するか学校にご連絡ください。





# オンライン申請の手順

オンライン申請・届出サービスのアカウントなし

利用者登録せずに申し込み方はこちら >

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

④

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更してください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン >

オンライン申請・届出サービスのアカウントあり

利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」を選択。

規約を確認し、「同意する」を選択。

<利用規約>  
船橋市オンライン申請・届出サービス利用規約

1 目的  
この規約は、船橋市オンライン申請・届出システム（以下、「本システム」という。）を利用して船橋市（以下、「本市」という。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及びイベント申込等（以下、「申請等」という。）を行う場合の手続について必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意  
本システムを利用して申請等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、本市は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、脚質のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

連絡先のメールアドレスを入力し、「完了する」を選択。

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

< 説明へ戻る 完了する >

指定したメールアドレスに連絡先アドレス確認メールが届くので、記載されたURLにアクセス。

タイトル:【連絡先アドレス確認メール】

宛先: jidoseito@city.funabashi.lg.jp

本文:  
ふなばし 庁内照会等 回答ページ

手続き名:

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入取下書の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから  
<https://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/XXXXXXXXXX>

入力フォームに移動するので、内容を入力の上、「確認に進む」を選択。

保護者様の氏名を入力してください。 **必須**

氏 船橋 名 誠司

保護者様の氏名（カナ）を入力してください。 **必須**

氏 フナバシ 名 セイジ

確認へ進む >

申し込み内容を確認のうえ、誤り等なければ、「申し込む」を選択。

保護者様の氏名	船橋 誠司
保護者様の氏名（カナ）	フナバシ セイジ

< 入力へ戻る 申し込む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

注意事項]  
。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。  
はパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。  
た手続きの画面でしか読込めませんので、ご注意ください  
将保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

# オンライン申請 注意事項等

利用登録せずに申し込む方はこちら >

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、  
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、  
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。  
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

ログイン >

利用登録される方はこちら

パスワードを忘れた場合はこちら

オンラインで申請したと思ったが、確認するとオンライン申請・届出サービスへの利用者登録をただけだった、ということがあります。

申し込み後は「**申込み完了通知メール**」が指定のメールアドレスに届きますので、ご確認をお願いします。

オンライン申請・届出サービスの利用者登録をしたが、パスワードを忘れてしまった場合はこちらから再設定が可能です。  
画面の案内に従って、パスワードの再設定をお願いします。

オンライン申請・届出サービスの機能や操作方法については下記のコールセンターもごございます。  
不明点等ございましたら、ご連絡ください。

## 【システム操作に関するお問合せ先(コールセンター)】

- 固定電話から:0120-464-119  
(無料:フリーダイヤル)
  - 携帯電話から:0570-041-001  
(有料:ナビダイヤル)
- ※ 平日9:00~17:00(土日祝日及び12/29~1/3を除く)
- FAX:06-6455-3268
  - E-mail:help-shinsei-city-funabashi@apply.e-tumo.jp

災害共済給付制度や申請内容についてのお問い合わせはこちら

制度に関するホームページはこちら

船橋市教育委員会学校教育部  
保健体育課児童・生徒防犯安全対策室  
TEL:047-436-2876  
E-mail:jidoseito@city.funabashi.lg.jp

